

随意契約理由書

件名	平成30年災害農業用施設災害復旧工事(その2)
契約の相手方	八雲建設株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当
随意契約の理由	<p>本工事については、制限付一般競争入札に付したが、11月15日に応札がなく入札中止となったものである。</p> <p>本工事は鍋谷池横の農水管が埋設された法面を本復旧させるもので、農業用水を使い始める農繁期までに整備を行う必要があることから、随意契約により速やかに現場着手しなければならない。</p> <p>契約の相手方については、入札参加業者に打診したが、技術者の配置が困難なことから断られたため、建設協力会に推薦を依頼した。上記業者は、建設協力会から推薦された者であり、建設局発注の「平成30年度西部管内災害復旧工事(その3)」や「六甲山町法面復旧工事」などを請け負っており、十分な実績がある。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当し、かつ実績があり事業に精通している上記業者に、本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>
担当部署 (問合せ先)	経済観光局農政部計画課土地改良係 (tel 078-984-0373)